答申第２号

平成２３年７月２２日

行田市長　工　藤　正　司　様

行田市情報公開・個人情報保護審査会
会長　町田　知啓

答　　申　　書

平成２１年５月１９日付け行用第１０４号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件事案について、実施機関が別表に示す公開すべき部分を非公開とした決定は妥当ではなく、当該部分を公開するべきであるが、その余の部分を非公開とした決定は妥当である。

第２　異議申立てに係る経緯等

１　平成２１年２月６日、異議申立人（以下「申立人」という。）は、行田市情報公開条例（平成１５年条例第２１号。以下「条例」という。）第６条の規定により、行田市長（以下「実施機関」という。）に対し、南大通線街路事業に伴う「寺院移転計画に関する一切の資料」を対象とする行政情報の公開請求をした。

２　平成２１年２月２０日、実施機関は、上記請求に対して、「『行田都市計画道路３・４・３南大通線街路事業』用地買収に係る檀家への説明、宗教法人補償内容、各檀家補償内容、陳情書及び回答、渡柳地区、寺及び市との三者協議の概要並びに『寺院及び檀家の物件移転契約書』中移転補償額部分、所有者の住所・氏名、移転期限、前金・残金の額、契約日、印影を除いて公開する」との部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、

申立人に対して平成２１年２月２０日付け行用第６０９号により通知し、同日その写しを交付した。

３　実施機関は、本件非公開部分を公開しない理由は条例第７条第１号及び第２号に該当するためとした。

４　平成２１年４月２０日、申立人は、一部公開された行政情報の内、宗教法人及びその檀家に対する移転補償額部分について非公開とした処分を不服とし、実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

５　実施機関より、平成２１年６月１８日付け行用第１５３号で行政情報部分公開決定理由説明書（以下「説明書」という。）の提出があった。

６　申立人より、平成２１年７月３日付けで行政情報部分公開決定理由説明書に対する意見書（以下「意見書」という。）の提出があった。

７　実施機関より、平成２１年１０月１４日付け行用第３４２号で本件非公開部分を公開しない理由を追加し、条例第７条第５号に該当するためとした行政情報部分公開決定理由説明書（追加分）（以下「追加説明書」という。）の提出があった。

８　申立人より、実施機関の追加理由を不服として、平成２１年１０月２６日付けで、追加の意見書（以下「追加意見書」という。）が提出され、異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

第３　本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、実施機関が契約前に作成した資料を含む一切の資料の公開を求めると共に、本件非公開情報の内、「所有者の住所・氏名」に係る部分を除く本件処分の取消しを求めるというものである。

第４　申立人の主張要旨

１　申立人が異議申立書、意見書、追加意見書及び審査会による意見聴取において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1)　宗教法人及び寺院について、土地代金を含む１１項目の補償項目の全てについて、明細の金額を公開するべきである。

(2)　契約書の移転期限を公開するべきである。

(3)　檀家に支払われた金額がどのくらいになるのかを公開するべきである。

(4)　各檀家の補償額については、契約書の算定基礎の明細を公開するべきである。

２　本件申立ての理由の要旨

非公開とされた物件移転補償契約書の金額部分は、地方公共団体と法人間の契約書であり、又、檀家に係る契約書中の個人名は非公開であるから、個人情報であることは非公開の理由には当たらない。

補償額の算定が、市民に対して納得させ得る算定基準に従っているかどうかが問題である。申立人は、各檀家が幾らではなく、項目毎に１８１件というまとまったものとして公開を求めているのである。

(1)　**本件の寺院移転計画事業について**

寺院の移転計画に関しては、「構内移転」を前提に市の予算立てが行われていたところ、平成２０年６月１５日、寺院が檀家向けに行った説明会の中では、「郊外への全面移転」を想定した市との「上乗せ交渉」を窺わせる説明があった。

こうした経過を見る限り、市の事業遂行について、適切に補償額の支払いが行われたかどうかは、甚だ疑問である。この点を検証するためには、契約前の資料を含む一切の資料の公開が不可欠である。市議会議員たる申立人は、正にこの目的で、市議会においても事業に関わる本件情報の公開を請求したが、市議会においても本件情報がすべて非公開とされたため、本件申

立てを行った次第である。

(2)　条例第７条第１号及び第２号の該当性のないことについて

公共事業に伴う補償は、「税金の支出」であるから、税金の使途や内容を知る権利は、市民の当然の権利である。補償額が妥当かどうかを判断するため、必要な情報が公開される必要がある。ただし、損失補償算定標準書等の公開を求めるものではない。

補償額の公開は、個人のプライバシーを侵害するものではなく、１８１件の各檀家を特定することもない。法人についても、損失補償基準に基づき算定されている正当な利益だから、公開によりその利益を脅かされることはない。よって、移転期限及び補償項目に関する全ての情報の公開を求める。

(3)　条例第７条第５号の該当性のないことについて

実施機関は、市民に対して説明責任がある。契約の相手方との信頼より市民との信頼を優先するべきである。それらを勘案すると、非公開の範囲を出来る限り狭くするような情報公開制度の解釈及び運用が求められているのは明白である。

実施機関は、平成２１年６月定例市議会の別件についての議案質疑の際、補償内容の項目及び算定基準について具体的に答弁している。

３　これらの事実を総合すると、本件申立てに係る非公開部分は、実施機関が指摘する条例第７条各号に定める非公開情報に該当しないことは明らかである。

第５　実施機関の説明要旨

実施機関が説明書及び追加説明書において述べている説明を総合すると、概ね次のとおりである。

１　条例第７条第１号及び第２号に該当することについて

事業用地確保のための用地交渉は、その内容を部外者に漏らさ

ないことを前提に行っており、補償額は、自己の収入（財産状況・経済活動）に関する個人情報及び法人情報であり、一般に他人に知られたくないと考えるものである。被補償者の意思に関わりなく公開されることは、その情報が第三者に目的外に利用される等の不利益となるおそれがある。

非公開とした「土地売買に関する契約書」中の土地代金・印影、「物件移転補償契約書」中の補償額、所有者の住所・氏名、移転期限、前金・残金の額、契約日及び印影は、特定の個人を識別できるものであり、又は財産状況・経済活動に関する情報であるから、公開されることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第７条第１号の規定に該当し、宗教法人については、法人その他の団体に関する情報を公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、同条第２号の規定に該当する。

２　条例第７条第５号に該当することについて

檀家に対する補償については、補償対象とならない檀家が存在し、進行中の寺院移転計画に支障を生ずるおそれがある。また、そのことを理由として、非公開を求める寺院側からの意見書も出ている。

以上のような事実を考慮すると、本件の行政情報は、同条第２号に規定される「公開しないことを条件として任意に法人から提供された情報」に該当し、更に、当該情報の公開は、「市と当該法人との協力関係又は信頼関係を害する」と認められるため、非公開とするものである。

第６　当審査会の判断

１　基本的な考え方

条例の基本的理念は、市民の知る権利を尊重するとともに、実施機関が積極的に行政情報を提供することにより、市政に対する理解と信頼を深め、より公正な市政の運営を確保し、市民参加の

開かれた市政の一層の推進を図り、併せて福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的な理念を実現するためには、実施機関が保有する行政情報は、公開を原則とするべきであるが、その行政情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害し、行政の公正かつ適切な執行を妨げ、ひいては市民全体の利益を損なうものもある。

このため、条例の制定に際しては、制度の趣旨、行政情報の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第７条において適用除外事項として具体的に類型化して規定したものである。

そして、条例第７条に定める事項に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的に捉え判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

それゆえ、申立人の理由とする「税金の支出」や「市民に対する説明責任」は、条例の基本理念そのものであり、適用除外事項に該当するか否かの判断理由として十分なものとはいい難い。

しかるに、本件の行政情報は、公共用地取得に伴う補償金の支出に関する情報であるが、それは本来公正なものであるべきであり、補償額の積算が正当であるかどうかを検証することは、市民にとって重大な関心事であることから、安易に非公開情報に該当すると判断することは慎まなければならない。

２　具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件非公開情報が条例第７条第１号、第２号及び第５号に該当すると説明するので、これについて検討、判断する。

(1)　本件行政文書について

本件の主要な行政情報は、実施機関が事業対象地等を保有する寺院ないし檀家との土地売買契約書及び物件移転補償契約書

に関わるものである。

(2)　条例第７条第１号の該当性について

条例第７条第１号は、憲法上の個人の尊厳に係る基本的人権としてのプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報で、特定の個人が識別できる情報又は特定の個人と識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報が記録されている行政情報について、非公開とすることを定めたものである。

そして、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と規定されているところ、本件では、既に契約書上登記地番が公開されている結果、個人名の黒塗りはされていても、容易に個人の識別が可能となっている。

まず、条例第７条第１号に定める個人情報については、いわゆる用地事務における情報公開と個人情報保護の問題に係る最高裁の判例（平成１７年７月１５日付判決及び平成１７年１０月１１日付判決）が存する。

これらの判例の立場からすると、個人地権者に関して登記によって公示されている「土地の所在、地番及び地積、同土地上の建物の所在地及び面積並びに当該個人地権者の住所及び氏名に関する情報」及び「土地の売買価格に関する情報」は、非開示情報には該当しないとされている。その理由とするところは、土地の買収価格に関する情報は、「個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものということができる。」とした上で、しかし、個人地権者の氏名を含むこれらの情報は、当該事件においては「一般に不動産登記簿に登記されて公示されるものである」から公知性があり、公開すべきであるとし、また、「売買の当事者間の自由な交渉の結果が買収価格に反映する事は比較的少ないものというべきである。そして、当該土地が買い取られた事実については不動産登記簿に登記されて公示されるもの

である上に、当該土地の価格に影響する諸要因…については、一般に周知されている事項か、容易に調査することができる事項から、…当該土地の客観的性状から推認し得る一定の範囲内の価格であって、一般人であればおおよその見当をつけることができるものということができる。そうすると（土地の買収価格に関する）情報は、性質上その内容が不特定の者に知られ得る状態にあるものとして、公表することがもともと予定されているものということができるから…非開示情報に該当しない」（判例タイムズ第１１９５号１０８頁以下）というものである。

他方で「補償の対象となった工作物の所在地及び面積、動産の種類及び個数、植栽の所在地及び本数、権利の種別等に関する情報」と「建物、工作物、動産、権利等の補償価格に関する情報」は、「非開示情報」に該当するものとしている。その理由とするところは、「個人地権者がどのような工作物、動産、植栽等を有するかについては、公示されるものではなく、また、必ずしも一般人の目に触れるものではない。建物については、…その価格要因のすべてが公示されるものではなく、一般人は、外部から観察することができるにとどまり、建物の内部の構造、使用資材、施工態様、損耗の状況等の詳細を知ることができない。したがって、補償価格は、一般人であればおおよその見当をつけることができるものとはいえないから…公表することがもともと予定されているものということができず…非開示情報に該当する」（同上１０９頁）というものである。

それゆえ、当該事件における公開請求に当たり、最高裁は、実施機関が非公開とした各檀家に関する「補償の対象となった工作物の所在地及び面積、動産の種類及び個数、植栽の所在地及び本数、権利の種別等に関する情報」と「建物、工作物、動産、権利等の補償価格に関する情報」は、一般に公示されるものではなく、また、個別性が高く個人情報としてプライバシー性が強いものとされているので、当該処分についての違法性は

認められない、と述べた。

もとより条例を含めた法令の最終的な有権的解釈の権限を有するのが、最高裁判所であることに鑑みるならば、本市の情報公開条例と同旨を規定する他の自治体における情報公開条例に関する判例法理に示された、かかる法的判断は、尊重されなければならず、公開を拒んだ実施機関の処分が違法であったかどうかについて審査をする立場からは、かかる裁判所の判断に従って審査することとなる。

以上のような判例法理によれば、個人識別情報に該当する情報であっても公知性があれば公開すべきであり、他方で公示される予定のない情報は非公開が妥当である。これを本件に照らしてみれば、各檀家の氏名は、個人識別情報（条例７条１号）に該当し、また、公示されることが予定された情報である（条例７条１号ア）とはいい難い。更に、各檀家に対する工作物移転補償、改葬補償、祭し料及び移転補償料についても、契約件数が１００件以上あり、契約者氏名も非公開とされることから、この情報そのものが特定個人を直ちに識別するものであるとはいえないとしても、これを公開することで、本来公示される予定のない各墓地の形状・大きさや管理状況が推測され、ひいては個人識別が可能となってしまうことが考えられることを踏まえると、かかる情報も非公開情報に該当するといえるであろう。

よって、本件において各檀家に関する上記情報が前記の個人情報を非公開情報に該当するとした実施機関の処分は、正当なものとして是認できる。しかしながら、本件物件移転補償契約書中の「契約日」と「移転期限」については個人識別情報に該当せず、また、特段個人としてのプライバシー性が強いものとはいい難く、公開するのが相当である。

(3)　条例第７条第２号の該当性について

条例第７条第２号は、法人等又は事業を営む個人の当該事業活動の自由又は公正な競争秩序の維持に関し、それが正当なも

のである限りにおいて社会的に保障されなければならないという趣旨から、公開することにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの及び公にしないとの条件で任意に提出されたものについては、非公開とすることを定めたものである。この法人に宗教法人が含まれることはいうまでもない。

しかしながら、前記最高裁判所の判旨の中で、法人地権者に関しては、「土地の所在、地番及び地積に関する情報」の外、「土地の買収価格」や「建物及び工作物の所在地及び面積、動産の種類及び個数、植栽の所在地及び本数、権利及び営業の種別等に関するもの並びにそれらの補償価格に関する情報」について、「競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれるとは認め難い。」（同上１１０頁）として非開示とした被告実施機関の処分は、違法であるとされている。

これを本件に照らしてみるに、宗教法人に関する土地代金、移転費用等の情報が「正当な利益を害するおそれがある」（条例７条２号）に該当するか否かが問題となるところ、宗教団体といえども登記上公開されている情報はもとより、これらの情報が公開されることによって、他の法人とは異なり、特に宗教団体としての活動の自由に影響を及ぼすと解する特段の事情は認め難い。

そうであるとするならば、当該寺院に関するこれらの情報に関しては、非公開情報に該当するとした実施機関の処分は、同様に違法なものといわざるを得ない。

(4)　条例第７条第５号の該当性について

条例第７条第５号は、市又は国等が行う事務事業の性質から、公開することにより当該事務事業の目的を失わせたり、特定のものに不当な利益を与えたりするなど、その公正又は適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められる情報については、非公開とすることを定めたものである。そして、その例示

として「契約、交渉又は争訟に係わる事務に関し、市、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を摘示している。

この点に関して、契約前に作成した資料を含む「一切の資料」の公開を求める申立人の請求は、結局のところ実施機関によって事務処理上作成された全ての資料の公開を求めることとなり、正に実施機関において今後の「契約、交渉…に係る事務に関し、…当事者としての地位を不当に害するおそれ」（同号イ）が認められるものであって、相当ではない。

また、「土地の買収単価の決定のために参考とされた情報及び買収対象地等の価格の鑑定評価に関する情報、建物等の補償価格の積算根拠に関する情報」に関しては、同じく前記最高裁判例の中で、「地権者の生活や事業の詳細を推知させる多数の情報が含まれているというのである。したがって、これらの情報を公開することとなれば、買収価格又は補償価格を適正に決定するための有益な情報が得難くなり、ひいては、将来の県の用地買収事務における適正な買収価格及び補償価格の決定に著しい支障が生ずるおそれがあるものとして…非開示情報に該当する」（同上１１０頁）とした。それゆえかかる情報に関する文書等を、非公開情報に該当するとした実施機関の処分に違法性は認められない。

しかしながら、前記(3)に係わるような法人に関する情報については、同じく前記最高裁判例の中で、「情報を開示することによって、今後の県の用地買収事務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとはいい難く…非開示情報に該当しないというべきである。」（同上１１０頁）とされていることに照らすならば、類似の事実関係を有する本件においても特段の支障及びその可能性を考えることは困難であり、本条第５号に該当するとはいい難く、処分は違法なものといわざるを得ない。

なお、実施機関が、条例第７条第５号に該当する理由として

指摘する「支障が生ずるおそれ」は、抽象的であって具体性や蓋然性に欠けるものであり、非公開の理由として是認し難い。

３　異議理由の関連事項について

申立人は、「本件移転計画事業について、従来構内移転を前提に予算立てが行われていたところ、平成２０年６月１５日、当該寺院がその檀家向けに行った説明会の中では、『全面移転』を想定した市との上乗せ交渉をした事実を窺わせる説明があった」と意見陳述し、「こうした経過を見る限り、事業遂行に当たり適切に補償額の支払いが実施されたかどうかには甚だ疑問がある。この点を検証するためには、契約前の資料を含む一切の資料を知ることが不可欠である。」と主張する。この点について一応判断するに、これまでの審査の中で実施機関から明らかにされたその余の資料に照らしても、かかる不審な事実を疑わせるに足る痕跡は認め難かったこと、また、申立人が引用する「別の議会案件」は、およそ当該法人の「競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他の正当な利益が損なわれるとは認めがたい」情報に関わるものであったことを付言する。

なお、市議会議員たる申立人は、正に市議会において本件事件に関わる情報の公開を求めたが、市議会において本件に関して申立人が必要とする情報を得られなかったため、本件申立てに係る情報公開請求を行った次第であるという。しかし、条例に基づく市民としての権利は、市議会議員の立場から市政調査に関わる権限の行使を代替、補充又は補完するものではなく、その理念及び目的を異にする。その意味では、申立人に対する情報公開の当否が当審査会に係属していることを理由として、市議会において実施機関による情報の公開の審議を回避したことは遺憾である。

４　各論－別表について

そこで、以上述べた基準に照らして、非公開とされた各資料について判断する。

①　行田市都市計画道路「３．４－３南大通線」事業に伴う寺

院の移転計画の撤回を求める陳情書及び当該陳情書を受領したことを報告する起案文書並びに当該陳情に対する回答についての起案文書及び回答文書

自治会に関する文書は、法人その他団体に属する情報（条例第７条第２号参照）であり、自治会による陳情書の公開は当該団体の正当な利益を害するとは認められず、また、自治会代表者としての行為は当該自治会の活動の一環と見ることができるのであるから、自治会としての「陳情人代表名」は公開すべきものである。

② 渡柳地区、寺及び市との三者協議の概要

本件は、公的立場の者と宗教法人代表以外の出席者の氏名を黒塗りしたものであるが、個人が識別される氏名は、原則的に個人情報とみなされるべきものであること、更に、協議の場での住民の自由な意見表明を保障するとの見地から、非公開は相当である。

③ 土地売買に関する契約書

本件資料は、宗教法人に関する情報であり、その公開が本件宗教法人の正当な利益を害すると認めることはできず、また、そもそも土地代金については予算案・決算等を通じて公知のものであるので、公開すべきである。ただし、印影については、法人の実印であり、公開した場合の乱用の危険に鑑みて非公開とするのが相当である。(平成１８年１１月２９日東京高裁判決参照。)

④ 物件移転補償契約書（佐間１丁目３７１６番１外４筆における祭し料）

本件資料の祭し料は、宗教的色彩を持つが、その公開が宗教的活動や信仰の自由に大きな影響を及ぼすならば、当該宗教法人の正当な利益を害することもあり得るといえるところ、実際には儀礼的・慣例的な性格を持つにとどまるものと認められ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえ

ないので、(前記の理由から印影部分を除いて)公開すべきである。

⑤　物件移転補償契約書(佐間１丁目３７１６番１外４筆における改葬補償)

本件資料も、同じく宗教法人に関する情報であり、その公開により当該法人の正当な利益を害するとは認められないので、印影部分を除き公開すべきである。

⑥　物件移転補償契約書(佐間１丁目３７１６番１外４筆における工作物移転補償・改葬補償６頁、工作物移転補償・立竹木補償・改葬補償１頁)

本件資料も、宗教法人に関する情報であり、その公開により当該法人の正当な利益を害するとは認められないので、印影部分を除き公開すべきである。

⑦　物件移転補償契約書(佐間１丁目３７１６番１における工作物移転補償、改葬補償)

本件資料は、住職個人に関わる情報であると考えられるので、氏名は個人識別情報に該当し、また、各種補償費用も特定個人の保有する、通常公示されるものではない情報であるといえるのであり、したがって、これらを非公開とした処分は相当である。ただし、既述のとおりの理由から、「契約日」と「移転期限」については公開すべきである。

⑧　物件移転補償契約書(佐間１丁目３７１６番１外４筆における工作物移転補償、改葬補償)

宗教法人に関する情報であり、その公開が当該法人の正当な利益を害するとは認められないため、印影部分を除き公開すべきである。

⑨　物件移転補償契約書(佐間１丁目３７１６番１における工作物移転補償、改葬補償、祭し料、移転補償料)

檀家等個人に関わる情報であり、前記のとおり、氏名については個人識別情報にあたり、また、各種補償費用も個人識

別につながりうる、通常は公示されない情報であるので、個人情報として、非公開とした処分は相当であるが、何ら個人識別にはつながるものではない「契約日」と「移転期限」については公開すべきである。

５　結論

以上の理由から、本件処分については、「第１　審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、実施機関としては、条例の原則公開という趣旨から、情報公開の可否について折りに触れ点検し、行政情報の公開請求があったときは、事務・事業の遂行状況に照らして支障ないと判断されるものについては、極力公開に努めるべきである。

そして、実施機関は、個人情報保護を理由として非公開情報に該当するとした行政情報については、その公開の検討に際し、可能な限り当該個人・法人等にその承諾を得るなどして、行政情報を積極的に公開しようとする姿勢が望まれるものである。

第７　審査経過等

平成２１年	５月１９日	実施機関より諮問
	７月１７日	審査会開催、実施機関より意見聴取
	９月３０日	審査会開催
	１０月２８日	審査会開催
平成２２年	１月　７日	審査会開催、申立人より聴取
	３月１５日	審査会開催
	５月１９日	審査会開催
	１１月１６日	審査会開催
平成２３年	１月１９日	審査会開催
	３月　９日	審査会開催
	５月１３日	審査会開催
	７月　１日	審査会開催
	７月２２日	審査会開催、答申

行田市情報公開・個人情報保護審査会

会長	町田　知啓	弁護士
副会長	青柳　卓弥	大学教授
委員	加藤　道子	弁護士
委員	長野　武俊	元県職員
委員	岩切　大地	大学専任講師

別表　実施機関が非公開とした行政情報の内、当審査会が公開すべきと判断した部分

第６－４各論番号	本件対象行政情報名	公開すべき部分
①	行田市都市計画道路「３．４－３南大通線」事業に伴う寺院の移転計画の撤回を求める陳情書及び当該陳情書を受領したことを報告する起案文書並びに当該陳情に対する回答についての起案文書及び回答文書	陳情人代表名
③	土地売買に関する契約書	契約者の印影を除く文書全体
④	物件移転補償契約書（佐間１丁目３７１６番１外４筆における祭し料）	契約者の印影を除く文書全体
⑤	物件移転補償契約書（佐間１丁目３７１６番１外４筆における改葬補償）	契約者の印影を除く文書全体
⑥	物件移転補償契約書（佐間１丁目３７１６番１外４筆における工作物移転補償・改葬補償６頁、工作物移転補償・立竹木補償・改葬補償１頁）	契約者の印影を除く文書全体
⑦	物件移転補償契約書（佐間１丁目３７１６番１における工作物移転補償、改葬補償等）	移転期限と契約日
⑧	物件移転補償契約書（佐間１丁目３７１６番１外４筆における工作物移転補償、改葬補償）	契約者の印影を除く文書全体
⑨	物件移転補償契約書（佐間１丁目３７１６番１における工作物移転補償、改葬補償、祭し料、移転補償料）	移転期限と契約日